



協同組合憲章とワーカーズコープ原則

富沢 賢治(協同総合研究所 顧問)

I. はじめに

本稿は、協同総合研究所が「今、改めて、協同組合の社会的役割とは」をテーマとして開催した「21世紀の協同組合運動 研究会②」(2015年5月9日)での私の報告「協同組合憲章[草案]について」および当日の田嶋康利氏の報告「協同労働の協同組合の新原則について」への私のコメントを修正補強したものである。研究会の開催趣旨は、つぎのようである。

「日本では、全中の一般社団法人化等、協同組合を巡る環境が著しく変容してきている。

また日本の協同組合は縦割りの協同組合連合会があるが、ナショナルセンターとしての協同組合連合会はない状況である。その情勢の中で、2012年に起草された協同組合憲章[草案]は、大きな意味を果たすのではないか。そこで2012年国際協同組合年のときに作成された「協同組合憲章[草案]」を、協同組合憲章検討委員会委員長の富沢賢治氏にさせていただく。富沢氏には、協同組合が社会全体に何を訴えるのかを提起させていただく。

そして日本労協連の田嶋康利氏(日本労協連事務局長)には、「協同労働の協同組合の新原則」について話をさせていただく。田嶋氏にはなぜこの時期に原則改訂をするのか、社会における協同組合の役割について、ご報告をいただく。」

私は、報告主旨をつぎのようにまとめた(下記は当日のレジュメ)。

「なにを問題とするか」

I 「協同組合憲章」と「日本労協連新原則」の関係を考える。

両者が共通にめざすのは、市民が主体となる社会運営。

市民が主体となる社会運営を可能とするためには、政治民主主義と経済民主主義が必要。

1. 市民が政治活動の主体となること(政治民主主義の確立)

市民の参政権獲得には、イギリスのチャーティスト運動(1838~58)が大きな役割を果たした。

2. 市民が経済活動の主体となること(経済民主主義の確立)

そのためには、経済民主主義の旗印(憲

章)を明示し、市民が経済活動の主体となる領域を拡大強化する必要がある。

市民が流通活動の主体となる活動は、生協運動として展開されてきた。

市民が生産サービス活動の主体となるワーカーズコープ運動は、発展途上である。

II 経済民主主義発展のための喫緊の課題

1. 経済民主主義の運動発展のための旗印(協同組合憲章)を明らかにすること(富沢報告の課題)

2. ワーカーズコープの運動発展のための原則を明らかにすること(田嶋報告の課題)

III 富沢報告の課題

1. 経済民主主義の旗印(憲章)を明らかにするための前提作業として、「協同組合憲章(草案)」を検討する。

2. 「協同組合憲章(草案)」が提示する協同組合政策の5原則を政府が承認するよう運動を進める(憲章実現運動、チャーティスト運動の提唱)。

19世紀イギリス労働者たちは労働者の政治参加を求める憲章(チャーター)の実現を求めた。この運動を「第1次チャーティスト運動」とすれば、市民の経済参加を求める現代の憲章運動は、「第2次チャーティスト運動」と位置付けることができる。協同組合憲章の実現を求める憲章実現運動(チャーティスト運動)を提唱する。」

上記のような問題意識に基づいて、本稿では、このたびのワーカーズコープ原則改定の背景をなす時代状況を、協同組合憲章

(草案)誕生に至る国際状況の変化を中心に、見ることにしよう。

本稿が考察対象とする時代は、2000年から現時点(2015年)までである。協同総合研究所の岡安喜三郎理事長は、「我々はどこから来たのか、我々は何者か、我々はどこへ行くか」というゴーギャンの言葉をよく引用する。本稿でも岡安さんの響(ひそみ)に倣い、人類史的な視点から21世紀を見ることにしよう。

主要なテーマは、つぎの3点である。

- ① 人類史上最大の問題は何か
- ② 問題解決のための方策は何か
- ③ 何をなすべきか

II. 人類史の最大問題は何か

2002年のワーカーズコープ原則改訂からほぼ13年が経過している。この間の協同組合運動をとりまく時代状況の変化の特徴は何か。日本では新自由主義の潮流が強まっている。しかし、世界的には新自由主義批判の潮流が見られ始めている。この特徴を見逃してはならない。

以下、国連を中心にこの動向を見ていこう。

最近の10数年間で協同組合に対する国連の評価は格段に高まっている。国連はなぜ協同組合を高く評価するに至ったのであろうか。

基本的な要因は、1970年代以降の世界的規模での貧困と格差の拡大である。貧困と格差の問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に

根ざす非営利・協同組織の発展を支援する必要があるという認識が、一般化していったのである。

日本の外務省は、この間の事情をつぎのように要約している。

「1980年代には、多くの途上国で市場経済メカニズムに依拠する構造調整政策を通じた開発手法が用いられましたが、この手法はしばしば順調に進まず、また貧困の悪化をも引き起こすことがありました。その反省もあり1990年代には貧困に関する関心が高まり、1995年の世界社会開発サミットでは、人間中心の社会開発を目指し、世界の絶対的貧困を半減させるという目標が提示されました」(外務省「ミレニアム開発目標とは」外務省ホームページ、2011年10月30日)。

この資料の特徴は、「市場経済メカニズムに依拠する構造調整政策」を信奉する自民党政権下の外務省ですら、「市場経済メカニズムに依拠する構造調整政策」が「貧困の悪化をも引き起こすことがありました」と述べている点にある。

この資料で用いられている「社会開発」(social development)という用語は、経済開発に対置して用いられる用語で、「経済開発の進行に伴って、国民生活に及ぼす有害な衝撃を取除き、または緩和するための全国的規模における保健衛生、住宅、労働または雇用問題、教育、社会保障に関する社会的サービスの発展」であると説明されている(『ブリタニカ国際大百科事典』。「社会開発」の厳密な解釈は、西川潤編『社会開発』有斐閣、1997年を参照)。

新自由主義経済に起因する世界的規模での貧困と格差の拡大は、20世紀末には国連として放置できない規模にまで達した。

国連の最大の使命は世界平和の維持である。世界的な貧困化と格差拡大が平和の維持を困難にすると認識した国連は、2000年に国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を「ミレニアム開発目標」の第1目標とした。

ミレニアムは、1千年という意味である。人間の歴史を1千年単位という長期的視点で見ると、なにが見えてくるか。いまだに人間同士が殺し合っているという悲劇が見える。ホモ・サピエンス(賢い人)と言われる現生人類の歴史は、20万年前頃から始まるとされる。その「賢い人」が20万年もの間、殺し合いを続けている。これが人類史上の最大の問題である。愛し合うことの大切さを教えたキリストが誕生してから2千年も経っているのに、人類はいまだに殺し合っている。

2000年という人類史の節目に立った国連は、この事実を直視し、国際社会がめざすべき目標を「ミレニアム宣言」として発表した。そして、戦争の根本的原因として貧困と飢餓があることを認識し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を「ミレニアム開発目標」の第1目標とした。

Ⅲ. 問題解決のための方策は何か

1. 問題解決の担い手はだれか

「極度の貧困と飢餓の撲滅」という人類

史上最大の問題を解決するために国連が重視したのは、協同組合などの、地域社会に根ざす住民の自主的な共益組織であった。貧困問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民組織の発展が不可欠だと認識したのである。

そのため国連総会は2001年に「社会開発における協同組合」という決議を採択し、つぎのように述べた。

国連総会は、「さまざまな形の協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつあることを認識し」、「協同組合を支援するような環境を確保し、協同組合の目標達成の助けとなるよう、その可能性を保護・促進する観点から、適宜、協同組合の活動に適用される法制度の見直しを各国政府に奨励」し、「社会開発目標の達成、特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会的包摂の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう、各国政府に求める。

国連がこの決議で強調しているのは、協同組合が「あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつある」ということである。

その後の一連の国連決議で重視されている協同組合の社会的役割は、協同組合が「あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進している」という点である。つまり、国連は、協同組合とその組合員が、

貧困の撲滅と就業機会の創出、社会的包摂の促進のための担い手となることを期待しているのである。

2. どのような社会をめざすべきか

2001年の国連総会決議に引き続き、翌年の2002年にはILO（国際労働機関）の第90回総会が「協同組合の振興に関する勧告」（6月20日）を決議し、つぎのような斬新な社会観を示した。「地域社会の社会的・経済的ニーズにこたえるために、協同組合を含む独自の経済セクターを確立し拡大させることが必要である。」「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする。そのため、政府は、協同組合を支援するための政策と法的枠組みを提供すべきである。」

ソビエトをはじめとする社会主義諸国の崩壊後、新自由主義の思想が世界を制覇し、それに代わる思想は力を失った。社会主義社会に代わる、めざすべき社会、つくるべき社会は何かという問題に関して、明確な社会像が描かれなくなった。このような時代状況においてILOが、上記のような社会像を明示した意義は大きい。

現代の資本主義社会を支える2本足は、政府セクターと営利企業セクターである。しかし、この2本足で支えられた社会はバランスを失う。種々の社会問題を生み出す。社会を安定化するためには、3本目の足として、協同組合、共済団体、NPOなどの民間非営利・協同組織から成る社会的セク

ターが必要となる。政府セクターと営利企業セクターに負けない力量をもった社会的セクターを育て、三者の最良の組み合わせ(ベストミックス)を図り、3本足で支えられる鼎(かなえ)のような安定した社会をめざす必要がある。

人類史の遙か未来の社会がどのような社会になるかは、現代の条件下でつくられる近未来社会の如何にかかっている。現代の条件下で私たちがまず目指すべきは、社会的セクターを拡大強化して、国家と営利企業の暴走を止める力量を持つことであろう。

IV. 何をなすべきか

1. 国際協同組合年

協同組合に関する国連の評価は、2002年のILO決議以降もさらに高まり、2009年の国連総会決議「社会開発における協同組合」は、2012年を国際協同組合年と宣言するに至った。この総会決議は、「全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励」したのである(国際協同組合年についての詳細は、2012国際協同組合年全国実行委員会編著『協同組合憲章[草案]がめざすもの』家の光協会、2012年、参照)。



2. 社会的連帯経済推進委員会

2013年9月には国連内に社会的連帯経済推進委員会が設置された。

「社会的連帯経済」は、「社会的経済」と「連帯経済」との合成語である。

社会的経済は、主としてヨーロッパを中心に用いられてきた用語で、協同組合、共済組織、NPOなどの非営利・協同組織による経済活動を意味する(詳細は、富沢賢治『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年、参照)。



これに対して連帯経済という用語は、1990年代に中南米諸国で使われ始め、2001年から世界各地で開催された「世界社会フォーラム」などの運動を通じて国際的に広まっていった(J.ラヴィル著、北島健一他訳『連帯経済——その国際的射程』生活書院、2012年、参照)。



社会的経済も連帯経済も、地域社会に根ざす住民自身による経済活動という点では共通するので、最近では両者を合わせて「社会的連帯経済」という表現が用いられるようになった。

社会的連帯経済の担い手は、経済的目的

とともに社会的目的を持ち、協同と連帯を基礎に活動する組織である。協同組合、女性の自助組織、社会的企業、コミュニティ企業、フェアトレードのネットワーク、インフォーマル経済の労働者の組織などが含まれる。

ミレニアム開発目標の2015年の後の計画を検討するさいに、国連は、関連組織の間の調整をとり組織横断的に全体として社会的連帯経済の実効性を高めるように努める必要がある。

社会的連帯経済推進委員会の設立に参加した組織は、ILO(国際労働機関)、UNRISD(国連社会開発研究所)、FAO(国連食糧農業機関)、WHO(世界保健機関)、UNESCO(国連教育科学文化機関)などの14組織である。

社会的連帯経済推進委員会の目的は、①社会的連帯経済組織に関する認識の向上、②社会的連帯経済のネットワークの強化、③社会的連帯経済を育成するための法制度の整備、④国際的活動の調整とパートナーシップの強化である。

すでにスペイン、ポルトガル、メキシコ、エクアドル、フランスでは社会的連帯経済に関連する法律が施行されている。地域社会に根ざす住民自身による経済活動を重視する国連は、新たに社会的連帯経済推進委員会を設置し、UNESCOやILOなどの既存の国連機関と協調して社会的連帯経済を推進することとなったのである。

3. 韓国の状況

最近では韓国の協同組合運動の進展が目

覚ましい(詳細については、ソウル宣言の会[編集]『「社会的経済」って何?』社会評論社、2015年、参照)。

2012年の国際協同組合年には協同組合基本法が成立した。2013年にはソウル宣言が発表され、2014年にはグローバル社会的経済協議会が設立された。2015年には社会的経済基本法が成立した。



4. 日本の状況

(1) 「農協改革」

前述のように、世界的に新自由主義批判の潮流が見られ始めているのに対して、日本では新自由主義の潮流が強まっている。その典型例が政府による「農協改革」である。

政府の規制改革会議・農業ワーキンググループの『農業改革に関する意見』(2014年5月14日)にもとづき、政府は「農協改革の法制度の骨格」(2015年2月13日)を発表し、6月現在、国会で「農協改革」が進行中である。

規制改革は安倍政権の一丁目一番地だと言われているが、その大きな柱が「農協改革」である。政府は、農政の基本を農業の成長に置き、保護一辺倒の政策を改め、「攻めの農政」へ方向転換する、と言う。すなわち、農業分野に競争を持ち込んで生産性を高め、株式会社の自由参加を促す方針である。

その方針に反対する農協を弱体化させる。具体的には、個別農協に対する全国農業協同組合中央会(全中)を一般社団法人にして、全中の監査や指導の権限を奪うというのである。

(2) 2012国際協同組合年全国実行委員会

権力者の統治原則は、「分割して統治せよ」(Divide and rule)である。これに対する社会運動の原則は、「連帯して立ち上がる」(United we stand.)である。

分割統治に抗する連帯強化が必要である。

日本の協同組合陣営は、2010年に2012国際協同組合年全国実行委員会を結成した。その第1回委員会で私は、「国連が掲げる3目標(協同組合の認知度の向上、協同組合運動の成長、政府の協同組合政策等の確立)を達成するために、協同組合運動の基本的なあり方を示す『協同組合憲章』の草案を策定し、協同組合憲章の制定を政府に働きかけてはどうか」と提案した。

経営者は日本経済団体連合会(経団連)、労働者は全国労働組合総連合(全労連)、日本労働組合総連合会(連合)と、それぞれナショナルセンターを組織している。しかし、協同組合陣営はいまだにナショナルセンターを組織していない。国際協同組合年を契機に、農協、生協、労働者協同組合、協同組織金融機関などと縦割りになっている各種協同組合の結束を図り、協同組合のナショナルセンターを組織する必要があると、私は考えていた。そのためには、各協

同組合が結束し、協同組合運動の在り方を検討し、各種協同組合が共有しうる運動方針を明らかにする必要がある。その運動方針を政府に提示し、協同組合を発展させるための政策を策定させるための運動を進める。そのことによって協同組合の結束が強化され、協同組合間協同が進展すると考えたのである。

2011年1月に私を委員長とする協同組合憲章検討委員会が設立され、1年間の審議を経て協同組合憲章草案が策定された。2012年1月に全国実行委員会はその草案をもって政府等に協同組合憲章の制定を求めを確認した(2012国際協同組合年全国実行委員会編著『協同組合憲章[草案]のめざすもの』家の光協会、2012年、参照)。各協同組合の全国組織の会長・理事長は、直ちに(2012年1月)、官房長官と直接面談し、憲章草案を示し、政府としての協同組合憲章を制定するように求めた。

その結果、政府は「協同組合憲章草案」が提案した協同組合政策に関する5原則のうち3原則を採択し、以下の見解を表明した。

「政府は……国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根差した助け合い活動がさらに広がっていくよう、次のような基本的考え方で、協同組合の発展をできる限り後押ししていきます。

(1) 協同組合の価値と原則の尊重

国連の『協同組合の発展のための支援的な環境づくりをめざすガイドライン』(2001年)とILO(国際労働機関)の『協同組合の促進に関する勧告』(2002年)に留意すると

ともに、ICA(国際協同組合同盟)の『協同組合のアイデンティティに関する声明』(1995年)に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重し、協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意すること。

(2) 協同組合による地域社会の持続的発展への貢献を重視

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視するとともに、持続可能な地域づくりや震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置付けること。

(3) 協同組合を事業や経営の有力な担い手として位置付け

今後は、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められることから、公的部門(セクター)と営利企業部門だけでなく、民間の非営利部門としての協同組合の発展に留意すること」(「政府広報オンライン」2012年6月26日)。

上記のように、政府は「協同組合憲章草案」が提案した協同組合政策に関する5原則のうち3原則をほぼ草案の文章通り受け入れている。この事実を周知徹底させる必要がある。また、残りの2原則の承認を求めて運動を進める必要がある。

(3) 国際協同組合年記念全国協議会(IYC記念全国協議会)

2012国際協同組合年全国実行委員会の解散に伴い、2013年3月に後継組織として国

際協同組合年記念全国協議会(略称、IYC記念全国協議会)が発足した。

その規約によれば、「この協議会は、2012国際協同組合年全国実行委員会が掲げた目的を承継し、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知されるよう取り組みを行うとともに、異種の協同組合が連携することにより新たな価値を生み出し、もって、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とする」とされている。そして、「協同組合を発展させるために基本的な考え方や方針を明らかにさせるよう、政府に働きかける」ことを第一事業に位置付けている。

IYC記念全国協議会の規約第9条によれば、「この会は、当面、平成25年5月9日から平成28年3月31日までの間、設置する。同期間終了後、会を継続するか否かは、この会の総会で決する」とされている。

協議会は、2016年3月までの残された時間、日本協同組合連合会を結成するための準備に全力を傾注し、総会では最低限、会の存続を決議する必要があるのではなかろうか。

阪神淡路大震災(1995年)、NPO法(1997年)、東日本大震災(2011年)などを契機にして、この20年ほどで非営利・協同組織が急増している。

東日本大震災以降ますます明らかになっているように、地域社会づくりの基本的な担い手は、いざとなれば地域を捨てることを辞さない大企業ではなく、協同組合、

NPO、中小零細企業などの、地域社会に根ざす諸組織である。今ほどこれらの組織の大連合が求められている時はない。

協同組合憲章[草案]は、各種協同組合が結集するための共通の旗印となりうる。草案が提唱する5原則を政府が実質的に認めるように運動を盛り上げる必要がある(チャーティスト運動)。

IYC記念全国協議会を協同組合運動全体のナショナルセンターとして、また非営利・協同セクターの一つの核として機能しうる強力な組織(日本協同組合連合会)にまで育てていく必要がある。そのためには、各地域における非営利・協同の運動の発展が必要となる。

このような時代状況においてワーカーズコープの新原則は、どのような意味をもつのであろうか。

V. ワーカーズコープの新原則

1. 原則改訂の歴史

連合会の原則改訂の歴史を振り返り、今回の改訂の特徴を見ることにしよう。

①「事業団7つの原則」の成立(1979年)

ワーカーズコープは、多くの国で失業問題の解決を目指す運動として生成発展してきた。日本では1971年に西宮市で高齢者事業団が創設され、引き続き全国各地で失業者・中高年齢者の仕事づくりをめざす「事業団」が結成されていった。

「事業団」方式は、地方自治体が労働者を雇うという形態の従来の失業対策事業と

異なり、労働者自らが事業組織を立ち上げ、事業の管理運営を行うというものであった。一例を公園清掃にとれば、従来は地方自治体が労働者を雇って公園清掃を行わせるといった形態であったが、「事業団」方式は、公園清掃を地方自治体から労働者組織が請負って自らの責任で事業を行うという形態に変化したのである。

労働者が自らの力で組織を立ち上げ、事業を管理し運営するという形態から見れば、「事業団」はワーカーズコープそのものであったが、当時はその認識はなかった。「事業団」方式は、労働者たちの努力と知恵の結晶として創造されたのである。

1979年には全国から36の事業団が集い、「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」が結成され、事業団の組織と運営のための「事業団7つの原則」が成立した。

②「新7つの原則」の成立(1986年)

1982年には全国協議会が直接運営に関わる「直轄事業団」が結成され、病院の総合管理の仕事を中心に、短期間で全国各地に事業を展開するようになった。

全国協議会は、1983年にイタリアへ、85年にイギリスへ調査団を派遣し、「ワーカーズコープ」を研究し「組織と運営のあり方」の研究を開始した。

ヨーロッパ調査や『レイドロー報告』の研究などをふまえて、事業団全国協議会は、1986年の総会で、「地域住民・国民の要望」にこたえて「良い仕事」を行い、就労保障の実現を目指す事業団運動を「労働者自身が出資し、管理し、働く協同組合の運動」

としてとらえ返し、「事業団は労働者協同組合を目指す」ことを決定した。「労働者協同組合」への発展を決定し、組織も協議会から連合会へと発展させ、組織名称も「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」から「中高年雇用・福祉事業団(労働者協同組合)全国連合会」(のちに「日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会」と改称。以下、連合会と略称する)へと改めた。1986年に成立した「新7つの原則」は、自らの組織を労働者協同組合と規定することによって「事業団7つの原則」を見なおしたものであった。なお、1986年の第1回改定の意義については、別稿で詳細に検討した(富沢賢治「労働者協同組合の基本原則」『経済研究』40巻2号、1989年4月)。

③「労働者協同組合7つの原則」の成立(1992年)

1992年には連合会の国際協同組合同盟(ICA)への加盟が認められた。同年成立した「労働者協同組合7つの原則」では、国際連帯の立場が明示されるに至った(第7原則「人類の危機を克服する運動を進め、国際連帯を強めます」)。

④「協同労働の協同組合の原則」の成立(2002年)

1995年の阪神大震災以降は、市民活動との連携が広がり、「地域おこし」を担う市民事業と高齢者協同組合づくりが始まった。1999年には、介護保険制度の開始を前に「ワーカーズコープ方式」による「地域福祉事務所」づくりが各地で始まった。介護・福祉・子育て関連の事業が増え、その

実践経験から「協同労働とは、働く人同士が協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働です」という理解が一般化していった。

その後、連合会は協同労働の組織としての性格を強化していき、2002年に「協同労働の協同組合」としての新原則を定めた。その第5原則は「地域・全国で連帯し、協同労働の協同組合を強めます」と述べて「協同労働の協同組合」という組織名を前面に出した。

1979年と1986年の原則が「事業団の原則」、1992年の原則が「労働者協同組合の原則」と命名されていた点から見ると、大きな変化である。

2. 今回の原則改訂

「協同労働の協同組合」という組織の特徴をふまえて大幅に改訂されたのが、今回の「協同労働の協同組合の原則」である。

今回の原則改訂に求められる役割を、田嶋氏はつぎの3点にまとめている(田嶋康利「『協同労働の協同組合』の原則改訂の主要な目的とそのポイント」『協同の発見』265号、2014年12月、55ページ)。

① 協同労働運動の一層の発展のための方向性を明らかにすること。

② 社会連帯経営と社会連帯運動を内包する協同労働の視点から、協同労働の協同組合における労働の有り様(労働の概念)を提起すること。

③ 運動・事業・経営・組織の全ての焦点に協同労働を定着させる必要があること。

上記の田嶋氏の見解に見られるように、今回の原則改訂のキーワードは、「社会連帯」と「協同労働」である。

3. 社会連帯

労協センター事業団が母体となり2004年に「社会連帯委員会」を設立し、2010年に「日本社会連帯機構」に発展改組した。

2011年には東日本大震災を機に仙台に「東北復興本部」を開設し、社会連帯の実践をさらに前進させた。

社会連帯を重視する新しい社会運動のあり方については、連合会の問題提起と国連の社会的連帯経済推進委員会の見解とは、軌を一にしている。

参考までに、連合会の理事長であり日本社会連帯機構の代表理事である永戸祐三氏の見解と、国連の社会開発研究機関の副代表であり、社会的連帯経済研究の初代担当者であったP. ウッティング (Peter Utting) 氏の見解を対比してみよう。

永戸氏はつぎのように述べている

(2013年2月理事会での基調報告、『日本労協新聞』2013年3月5日)。

①「私がこの組織(日本社会連帯機構)をつくらなければと思ったのは、先行する協同組合や労働組合のほとんどが自己の組織や事業の中に閉塞してしまっているように見えて、我々もそうなりかねないのではないかと危惧したからだ。」「ワーカーズコープも事業、経営が発展していけばいくほど、社会性を失い、運動性を失う必然性をもっているのではないか。」

「ワーカーズコープの事業・運動は、労働そのものが中心テーマであり、その存在は社会的矛盾との関係で規定される。社会的矛盾に真正面から運動として取り組むことがなければ、事業も衰退していくだろう。」

②「これまでの社会運動のほとんどは、個別のテーマごとに、タテ型の組織によるものであったと思う。これに対して社会連帯機構は、『必要な運動を地域を舞台に、地域の人々や組織がおこし、発展させる』ことが、主要な運動形態になっていく。」「問題を地域全体が受け止め、地域全体で解決していくような運動を起こしていく、ということではなければならない。」

③「目指すところは、『新しい共同体を地域の中に無数につくる』ことである。」「21世紀のテーマは、尊厳ある労働を取り戻し、定着させることが焦点となった『人間の復興』であり、そのことを可能にする『地域の復興』であろう。」

上述の永戸氏の見解と同様に、ウッティング氏の論文「社会的連帯経済：社会的に持続可能な開発 (socially sustainable development) を可能とするか？」も、社会連帯に基づく新しい社会運動の特質について、つぎのように述べている (2013年4月。UNRISDのウェブサイト)。以下にそのポイントを要約しよう。

①経済成長と福祉国家をめざす伝統的な発展モデルは、総合的な開発という視点からすると、もはや不十分である。今日で

は、経済発展、社会的保護、環境保護、ジェンダーの平等、社会的政治的エンパワーメント、という5つの問題の同時的検討が必要とされている。これらの問題を解決するうえで社会的連帯経済が一定の役割を果たしうる。そのさい、社会的連帯経済セクター、政府セクター、営利企業セクターの3者の関連が重要となる。

- ②「社会的に持続可能な開発」という言葉のなかで用いられる「社会的に」に関しては、とりわけ2つの側面に着目したい。保護とニーズの充足だけでなく、不平等な社会関係を是正するという側面と、変革は社会に根ざす諸組織によってもたらされるという側面である。
- ③変革の伝統的な担い手は国家と労働運動であった。しかし、いまや両者は、市場の力で弱体化されている。変革のためには、市民社会の他のアクターを含む新しい連合が必要ではなかろうか。
- ④社会的連帯経済の組織は、下記の特徴を持つ。
- 社会的な目的をもつ。
 - 労働者と生産者と消費者との間に協同と連帯の関係をもつ。
 - 職場民主主義と自主管理がある。
- ⑤社会的連帯経済には、伝統的な組織（協同組合、共済組織、NPO）だけでなく、新しいタイプの組織（女性の自助組織、フェアトレード組織、インフォーマル・セクターの労働者の組織、社会的企業、社会的ファイナンスなど）が含まれ、種々のレベルでネットワークを形成するとい

う特徴をもつ。

- ⑥国連、関連組織、各国は、社会的連帯経済を促進するための方策を検討すべきである。

4. 協同労働

「協同労働の協同組合」の原則を策定するためには、その前提として「協同労働の協同組合」の定義が必要とされる。

「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」に見られるように、協同組合の原則は、①組織の定義と、②組織の使命（ミッション、目的、価値）を規定したうえで、③組織の原則（組織の使命を達成するための組織と運営のあり方を定める基本的な規則）を定めるという、3部から構成されるのが一般的である。

連合会の2002年原則も、定義、使命、経営理念、原則という構成となっていた（「経営理念」は、すべての7原則をつらぬく経営理念を明確にするために、独立の項目とされたのであろう）。

組織の定義と目的が前提とされて、はじめて、どのような組織のための原則かが理解されるのである。しかしながら、今回の「協同労働の協同組合」新原則は、「宣言」と「原則」という2部構成となっている。「宣言」が組織の使命を表しているとも理解しても、組織の定義がないのは、不可欠な部分が欠けているという感が否めない。

今回の原則に定義を明記しなかったのは、協同労働という概念についての解明がまだ不十分だからだという説明を聞いたこ

とがある。

協同労働についての十分な解明をまっぴらから、正確な定義をしようという構えらしい。

まことに用意周到と言えば用意周到である。しかしながら、暫定的な定義であっても、現段階の条件のもとで一定の定義をすべきではなからうか。定義は、その後の実践と研究の積み重ねに応じて、よりよいものに変えていけばよいのである。

いずれにしても、協同労働という概念は含みの多い概念である。

「協同労働」という概念を十全に明らかにするためには、協同労働の実践の積み重ねが必要となろう。労協の実践は、これからも協同労働という概念の内容を豊かにしていくであろう。

実践の積み重ねとともに理論的な解明も必要である。理論的な解明にあたって必要なことは、「協同労働」という概念を国際的に理解される概念に置き換えてみることである。

今回の日本労協連第36回定期全国総会(2015年6月)に寄せられたメッセージのなかに、労働者協同組合の国際組織であるCICOPA(国際協同組合同盟に所属する労働者生産協同組合委員会)からのものがある(総会資料『祝電・メッセージ集』)。

事務局長のB.ローラン氏は、その英文メッセージのなかで、「協同労働の協同組合法」をlaw on associated workers' cooperativesと、また、「労働者協同組合運動と『協同労働』の意義」を”the significance of workers' cooperative movement and “associated

work”と表現している。

「協同労働」を英語でどのように表現するかについては様々な議論がありうるが、私はassociated work(アソシエイトド・ワーク。社会化された労働)が、最適であると考え。なぜならば、「協同労働」という表現がかなり一般的な表現であり、多様な解釈が可能であるのに対して、associated workというコンセプトに関しては、かなりの研究蓄積があるからである。associated workという概念は、「協同労働」の本質を、動態面(労働のプロセス)と静態面(労働の成果)の両面から、示している。それゆえ、協同労働の理論的な究明は、associated workというコンセプトの解明から始めるのが適当であろう。

associated workとは「associateされた労働」という意味である。それゆえ、associate(社会化する)とassociation(アソシエーション、組織)という2つの概念に密接に関連する。

両概念ともに社会科学の基本概念であり、長期間にわたって研究が積み重ねられてきている¹⁾。

「協同労働」をそのプロセスである「労働の協同化」「労働の社会化」という観点から考察すると、「協同労働」というコンセプトが社会変革論と密接に関連することが分かる。

たとえば、「モンドラゴン協同組合の実験の基本原則」においては、「労働は、自然と社会と人間を変革する基本的な要素である」と述べられ、それに関連してモンドラゴン協同組合グループ理事会の議長で

あったホセ・マリア・オルマエチェアは、「モンドラゴン協同組合の実験を規定する基本的な特質は、労働の協同化(la cooperativización del trabajo)である。これこそ私たちのグループが世界の協同組合運動にもたらしている基本的な要素である」と述べている(富沢賢治「労働者協同組合の基本原則」『経済研究』40-2, 1989年、167ページ)。

VI. おわりに

本稿の冒頭で述べたように人類史の一大課題は、貧困の克服である。

ワーカーズコープが立ち向かうのは、協同労働による貧困の克服である。

ワーカーズコープの運動は、先駆的な運動であり、前に道がない。試行錯誤を重ねつつジグザグな歩みを続けるほかはない。「協同労働の協同組合」の原則が、道を誤らないための指針となる。協同労働と社会連帯を中軸とする今回の新原則がワーカーズコープの発展に役立つことを期待したい。

[注]

1. 私も、拙著『唯物史観と労働運動——マルクス・レーニンの「労働の社会化」論』(ミネルヴァ書房、1974年)で、マルクスの労働概念と「労働の社会化」概念について詳細に検討した。また、アソ

シエーションについては、拙著『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』(岩波書店、1999年)で論じた。論稿としては、つぎのものがある。「労働の社会化と社会的経済」『大原社会問題研究所雑誌』534号、2003年。「協同労働という働き方」『労働調査』479号、2009年9月。「友愛社会とは何か——ヨーロッパから学ぶ社会像」非営利・協同総合研究所いのちとくらし・ワーキングペーパー、No.2, 2013年3月。「協同労働というコンセプト——その国際的・歴史的普遍性」『協同の発見』252号、2013年10月。「非営利・協同の10年」『いのちとくらし研究所報』46号、2014年3月。参考にさせていただければ幸いです。

<プロフィール>

富沢賢治(とみざわ けんじ)

1936年、埼玉で生まれる。社会学博士。

一橋大学経済研究所教授、聖学院大学政治経済学部教授を経て、現在、協同総合研究所・顧問。協同組合学会の元会長。2012国際協同組合年全国実行委員会が設置した協同組合憲章検討委員会の委員長。

所属学会は、協同組合学会、社会政策学会、国際公共経済学会。研究テーマは、社会的経済と協同組合。

主要業績 『非営利・協同入門』同時代社、1999年。『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年、など。